

# 湯川村中古住宅取得支援事業補助金

湯川村への移住及び定住を促進し、定住人口の増加と空家の有効活用を図るため、中古住宅の取得費用の一部を補助します。

## 1. 定義

中古住宅	過去に人の居住用として使用されたことがある住宅
基準日	建物に係る登記の全部事項証明書に記載された所有権移転年月日
村内在住者	基準日の前日から起算して前5年間に本村において住民登録がある方
転入者	基準日の前日から起算して前5年間に本村において住民登録がない方

## 2. 補助率と限度額

対象経費	中古住宅の取得費用 ※土地取得費、外構工事費等は対象外	
補助率	1/2以内※1	
基本額	転入者	30万円
	村内在住者	20万円
加算要件	若者世代※2	10万円加算
	子育て世帯※3	10万円加算
	村内就業※4	10万円加算

※1 補助額に1,000円未満の端数があるときは切捨てした額とします。

※2 世帯主またはその配偶者が満45歳未満である方

※3 18歳以下の子ども一人以上扶養される方

※4 村内事業者と労働契約を締結する方または認定新規就農者

### 3. 補助対象住宅

- ① 基準日が令和8年4月1日以降であり、契約締結日から1年以内のもの
- ② 補助対象者及び同一世帯の者の3親等以内の親族から取得したものでないこと
- ③ 建築基準法その他関係法令の基準に適合するもの
- ④ 居住部分の延床面積は、「一般型誘導居住面積水準」を満たすこと

### 4. 補助対象者

次の①～④の全てに該当する者。

- ① 満60歳未満で村内に定住する目的で中古住宅を取得した者
- ② ①の住宅に居住し、5年以上定住することを誓約する者
- ③ 申請者及び同一世帯の者全員が、村税等を滞納していない者
- ④ 申請者及び同一世帯の者全員が、湯川村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者

### 5. 必要な書類等

#### (1) 交付申請書

必要書類一覧	
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	誓約書及び同意書（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	対象住宅に係る売買契約書（写し）
<input type="checkbox"/>	対象住宅の取得に係る領収書等（写し）
<input type="checkbox"/>	物件の位置図及び内外観写真
<input type="checkbox"/>	対象住宅に係る登記の全部事項証明書（写し）
<input type="checkbox"/>	市町村税の納税証明書
<input type="checkbox"/>	補助金の振込先金融機関の通帳の写し
<input type="checkbox"/>	その他、村長が必要と認める書類

※  湯川村 HP、及び役場窓口で配布している申請様式

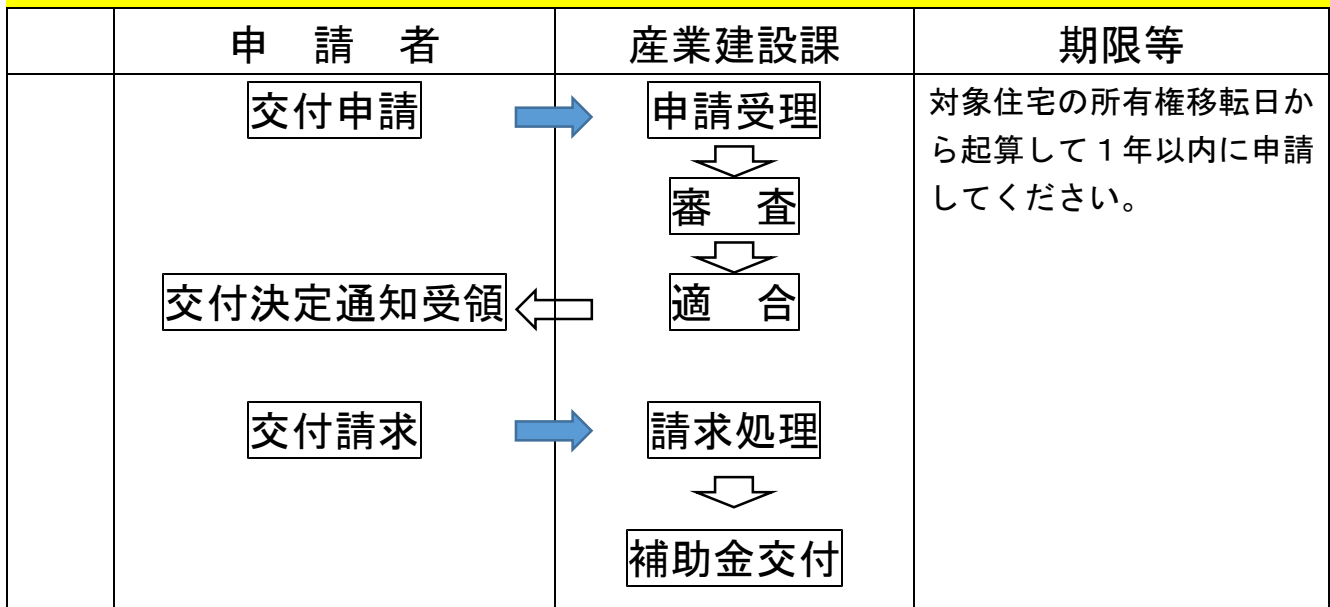
#### (2) 補助金交付請求

交付決定通知受領後、速やかに提出するようお願いいたします。  
請求書の様式は村 HP または役場窓口で取得してください。

## 6. 注意事項

- ※住宅取得費用に係る他の補助金との併用はできません。
- ※補助金の交付は同一補助対象者につき1回を限度とします
- ※補助要件確認のため、書類の提出を追加でお願いする場合があります。
- ※申請者、領収書のあて名、補助金振込先の口座名義人は全て同一としてください。
- ※申請書類等の提出は、期限を過ぎた場合、補助金が公布されませんので、ご注意ください。
- ※この補助金の交付に際し必要とした書類及び帳簿については、交付の翌年から10年間保管してください。

## 7. 手続きの流れ



## 8. お問い合わせ先

湯川村産業建設課商工観光係 電話 0241-27-8831  
福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地